

遺跡の活用

小出地区観光資源

- ▶ 下寺尾西方遺跡
- ▶ 西方貝塚・堤貝塚
- ▶ 民俗資料館（和田家、三橋家住宅）
- ▶ 浄見寺（大岡越前祭）
- ▶ 茅ヶ崎市博物館

文化財保護法

- ▶ 文化財保護法第一条（この法律の目的）
この法律は、文化財を保存し、且つ、**その活用を図り**、持って国民の文化的向上に資するとともに、世界文化の進歩に貢献することを目的とする。
- ▶ 文化財保護法の改正（平成30年）
未指定を含めた文化財を**まちづくりに活かしつ**つ、地域総がかりで、その継承に取り組んでいくことが重要。

小出地区まちぢから協議会の取り組み

- ▶ 下寺尾遺跡文化祭：国指定遺跡の周知
- ▶ 公有地の草刈り：環境整備

行政に望むこと

- ▶ 案内板、説明版の設置
- ▶ トイレ、駐車場の確保
- ▶ 歴史公園の整備（伽藍、正倉、ガイダンス設備）
- ▶ アクセス設備の建設

川崎市橘樹遺跡との違い

下寺尾西方遺跡と同時期に国指定
となる

正倉、ガイダンス設備が出来上が
っている

地域の街おこしを市と地元がコラボして 行う（遺跡の整備と活用）

- ▶ 地元野菜販売
- ▶ お祭りの開催
- ▶ 地元名産品、名物の開発
- ▶ 地元マルシェの開催

できることから始めましょう

市長へのお願い

- ▶ 遺跡の活用を教育長、市民自治にまかせないで、市長自ら旗を振り先頭に立って推進していただきたい。